

添 付 書 類

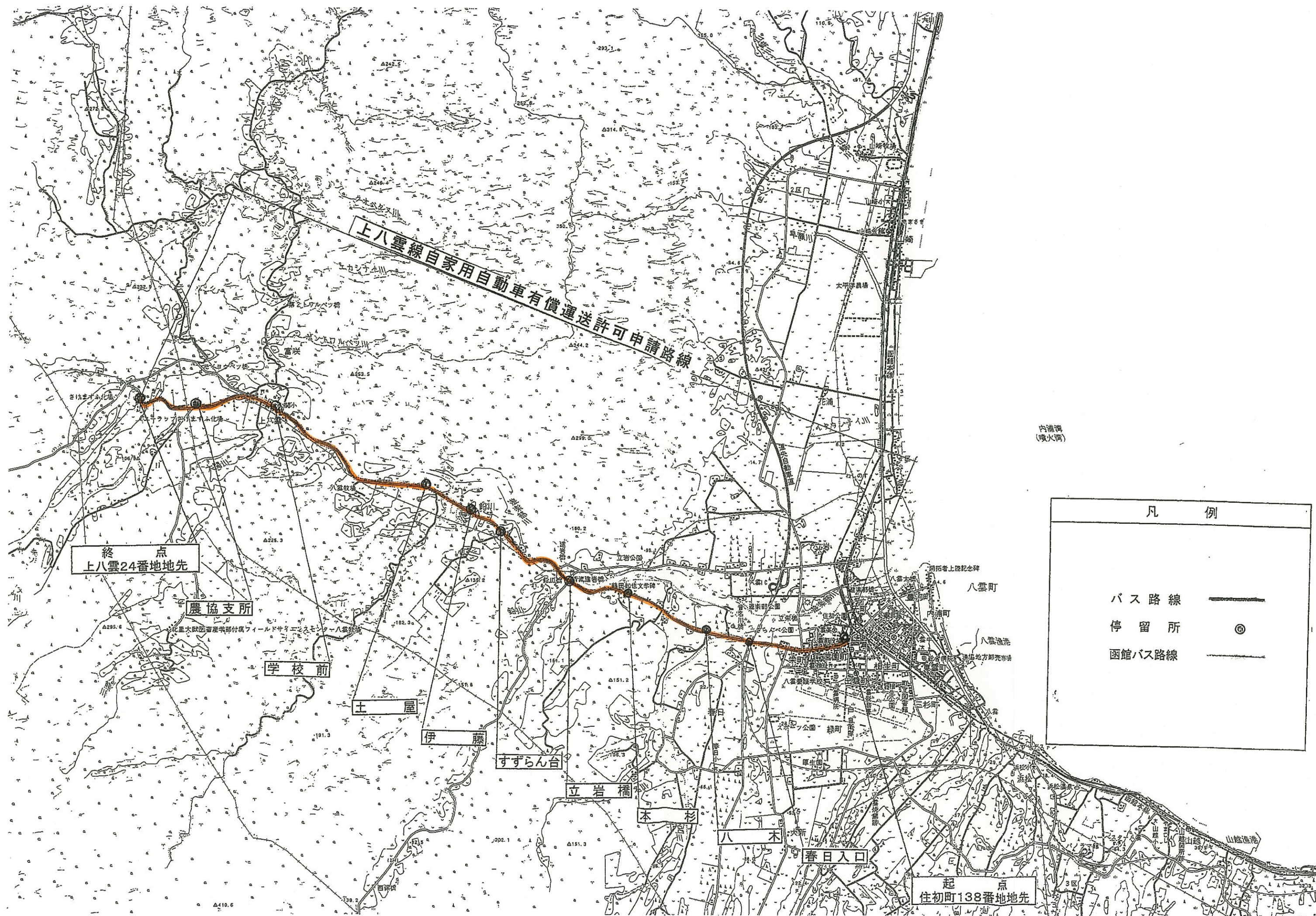
1. 定款又は寄付行為及び登記事項証明書並びに役員名簿(市町村が運送主体である場合を除く。)	
(1) 定款又は寄附行為	☐
(2) 登記事項証明書	☐
(3) 役員名簿(登記事項証明書により確認できる場合は不要)	☐
2. 路線図(交通空白地有償運送において路線を定めて行う場合)	☒
3. 欠格事由に該当しない旨を証する書類(市町村が運送主体である場合を除く。)(様式第1号)	☐
4. 地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類(様式第2号)	☐
ただし、「地域公共交通計画」を策定済みで当該計画に自家用有償旅客運送の実施主体、路線・区域、輸送対象が記載されている場合は以下の書類	
(1) 地域公共交通計画の写し	☐
(2) 地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類(様式第2号)	☒
5. 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類	
(1) 自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧(参考様式第イ号)	☒
(2) 自己保有・・・自動車検査証、登録後に購入する場合にあつては車両購入契約書又は見積書の写し	☒
(3) リース車両・・・自動車検査証及びリース契約書又は見積書の写し	☐
(4) 持込車両・・・自動車検査証及び車両使用に係る契約書又は使用承諾書の写し	☐
6. 運転者等が必要な要件を備えていることを証する書類	
(1) 運転者の一覧 兼 運転者就任承諾書(様式第3号)	☒
(2) 運転免許証の写し(事業者協力型自家用有償旅客運送を除く。)	☒
(3) 運転者の過去2年間に係る運転記録証明書(第二種運転免許保有者、事業者協力型自家用有償旅客運送を除く。)	☒
(4) 事業者協力型自家用有償旅客運送にあつては、宣誓書(様式第4号)	☐
(5) 運転者が第一種運転免許保有者の場合は次の書類(事業者協力型自家用有償旅客運送を除く。)	
① 交通空白地有償運送	
イ) 交通空白地有償運送運転者講習修了証の写し	☒
ロ) (一社)日本自動車運行管理協会 自家用自動車運転士専門校の運転サービス士科を修了したことを証するものの写し等	
② 福祉有償運送	
イ) 福祉有償運送運転者講習修了証の写し	☐
ロ) (一社)全国ハイヤー・タクシー連合会等が行っていたケア輸送サービス従事者研修を修了したことを証するものの写し等	
(6) 福祉有償運送において、福祉自動車以外の自動車を使用して運送を行う場合は次の書類	
① 運転者のみで運送を行う場合	
イ) 介護福祉士の登録を受けていることを証するものの写し等	☐
ロ) セダン等運転者講習修了証の写し	
ハ) (一社)全国ハイヤー・タクシー連合会等が行っていたケア輸送サービス従事者研修を修了したことを証するものの写し等	
ニ) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項各号に掲げる研修の課程又は「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)に規定する研修の課程を修了し、その旨の証明書の交付を受けた運転者	
② 運転者以外の乗務員が同乗して運送を行う場合は、当該乗務員に係る次の書類	
イ) 乗務員名簿 兼 乗務員就任承諾書(様式第5号)	☐
ロ) 介護福祉士の登録を受けていることを証するものの写し等	☐
ハ) セダン等運転者講習修了証の写し	
ニ) (一社)全国ハイヤー・タクシー連合会等が行っていたケア輸送サービス従事者研修を修了したことを証するものの写し等	
ホ) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項各号に掲げる研修の課程又は「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)に規定する研修の課程を修了し、その旨の証明書の交付を受けた運転者	

7. 運行管理の体制等を記載した書類	
(1)運行管理の責任者の就任承諾書(様式第6号)	■
(2)運行管理の体制等を記載した書類(様式第7号)	■
(3)乗車定員11人以上の自家用有償旅客運送自動車にあっては1両、又は乗車定員10人以下の自家用有償旅客運送自動車5両以上の運行を管理する事務所における運行管理の責任者にあっては、次の①～⑤いずれかの書類	
① 道路運送法第23条第1項に規定する運行管理者の資格を有している者	
イ)旅客自動車運送事業運行管理者資格者証の写し	■
ロ)一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者資格者証の写し	
ハ)一般乗用旅客自動車運送事業運行管理者資格者証の写し	
ニ)特定旅客自動車運送事業運行管理者資格者証の写し	
② 旅客自動車運送事業運輸規則第48条の12に規定する運行管理者の受験資格を有する者	
イ)事業用自動車の運行管理に関する1年以上の実務経験を証する書面(様式第8号)	□
ロ)独立行政法人自動車事故対策機構が行う運行管理者基礎講習を修了したことを証するものの写し等	
③ 道路交通法施行規則第9条の9第1項に規定する安全運転管理者の要件を備える者であって、申請者の安全運転管理者として選任されている者	
安全運転管理者証の写し	■
④ 道路交通法施行規則第9条の9第1項に規定する安全運転管理者の要件を備える者	
イ)20歳以上であることを証する書面	□
住民票の写し、運転免許証の写し等	
ロ)2年以上の運転管理の実務経験を有することを証する書面	
a)実務経験が2年以上の場合にあっては、運転管理業務経歴証明書(様式第9号)	□
b)実務経験が1年以上2年未満の場合にあっては、a)の書面に加え、運転管理に関する公安委員会の教習を修了していることを証する書面	□
c)上記a)、b)に該当しない場合にあっては、自動車の運転の管理に関し公安委員会の認定を受けていることを証する書面	□
ハ)過去2年間に係る運転記録証明書	□
ニ)宣誓書(様式第10号)	□
⑤ 旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9第3項、第48条の4第1項、第48条の5第1項及び第48条の12第2項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示に規定する一般講習を修了した者	
イ)1年以上の運転管理の実務経験を有することを証する書面(様式第9号)	□
ロ)一般講習を修了した証明書	□
8. 旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類(市町村が運送主体である場合を除く。)	
(1)保険(共済)加入証書の写し	■
(2)保険(共済)契約申込書の写し	
(3)保険(共済)契約見積書の写し	
(4)宣誓書(様式第11号)	
(5)事業者協力型自家用有償旅客運送にあっては、宣誓書(様式第12号)	
9. 福祉有償運送にあっては、運送しようとする旅客の名簿(市町村が運送主体である場合を除く。)	
(1)旅客の名簿(参考様式第八号)	□
(2)身体状況等、態様ごとの会員数(参考様式第八号)	
10. 登録証の原本(更新登録申請の場合に限る。)	
	■

自家用有償旅客運送

☐ 登録申請書 ☒ 更新登録申請書

運輸支局長 殿				申請年月日		令和8年 6月 日				
申請者等	住所	〒 049 - 3111 北海道二世郡八雲町住初町138番地				フリガナ	サカグチ ショウタロウ			
	フリガナ	ヤクモチョウ				担当者氏名	坂口 将太郎			
	名称	八雲町				担当者所属	学校教育課			
	フリガナ	ヤクモチョウチョウ ヨロズヤ トシミ				TEL/FAX	137-63-3132/0137-64-384			
	代表者名	八雲町長 萬谷 俊美				E-mailアドレス				
登録年月日	平成18年10月1日		登録番号	北函市交第 1 号		種別	☒ 交通空白地有償運送 ☐ 福祉有償運送			
登録事項等										
路線又は運送の区域	路線	系統名	起点及び終点の地名並びに地番及び主な経過地					キロ程		
			起点 二世郡八雲町住初町138番地地先					km		
			終点 二世郡八雲町上八雲24番地地先					往路13.569km		
			(主な経過地)					復路13.167km		
			起点 二世郡八雲町落部549番地地先					km		
終点 二世郡八雲町上の湯196番地地先					9.888km					
(主な経過地)										
☐ 別紙1のとおり										
運送の区域										
事務所	名称	八雲町教育委員会			位置	北海道二世郡八雲町末広町154番地				
事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種別ごとの数	所有区分	寝台車	車いす車	兼用車	回転シート車	セダン等	バス	合計		
		(軽)	(軽)	(軽)	(軽)	(軽)		(軽)		
	所有	() ()		() ()	() ()	() ()	() ()	2台	() ()	
		() ()		() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	
	持込	※ () ()		※ () ()	※ () ()	※ () ()	※ () ()	※ () ()	※ () ()	
軽自動車は、()内に内数で記載すること。事業用自動車については、※欄に記入すること。										
☐ 別紙2のとおり (事務所が2つ以上の場合)										
運送しようとする旅客の範囲	有償運送の種別	旅客の範囲								
	交通空白地有償運送	☒ 地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者								
	福祉有償運送 (☐ 複数乗車を行う) (☐ 観光客を含む) (☐ 来訪者を含む)	☐ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者								
		☐ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者								
		☐ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者								
		☐ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者								
		☐ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者								
☐ 介護保険施行規則第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者(基本チェックリスト該当者)										
☐ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者										
路線又は運送区域ごとの対価の額	別紙料金表のとおり									
事業者協力型自家用有償旅客運送	名称				住所					
	名称				住所					

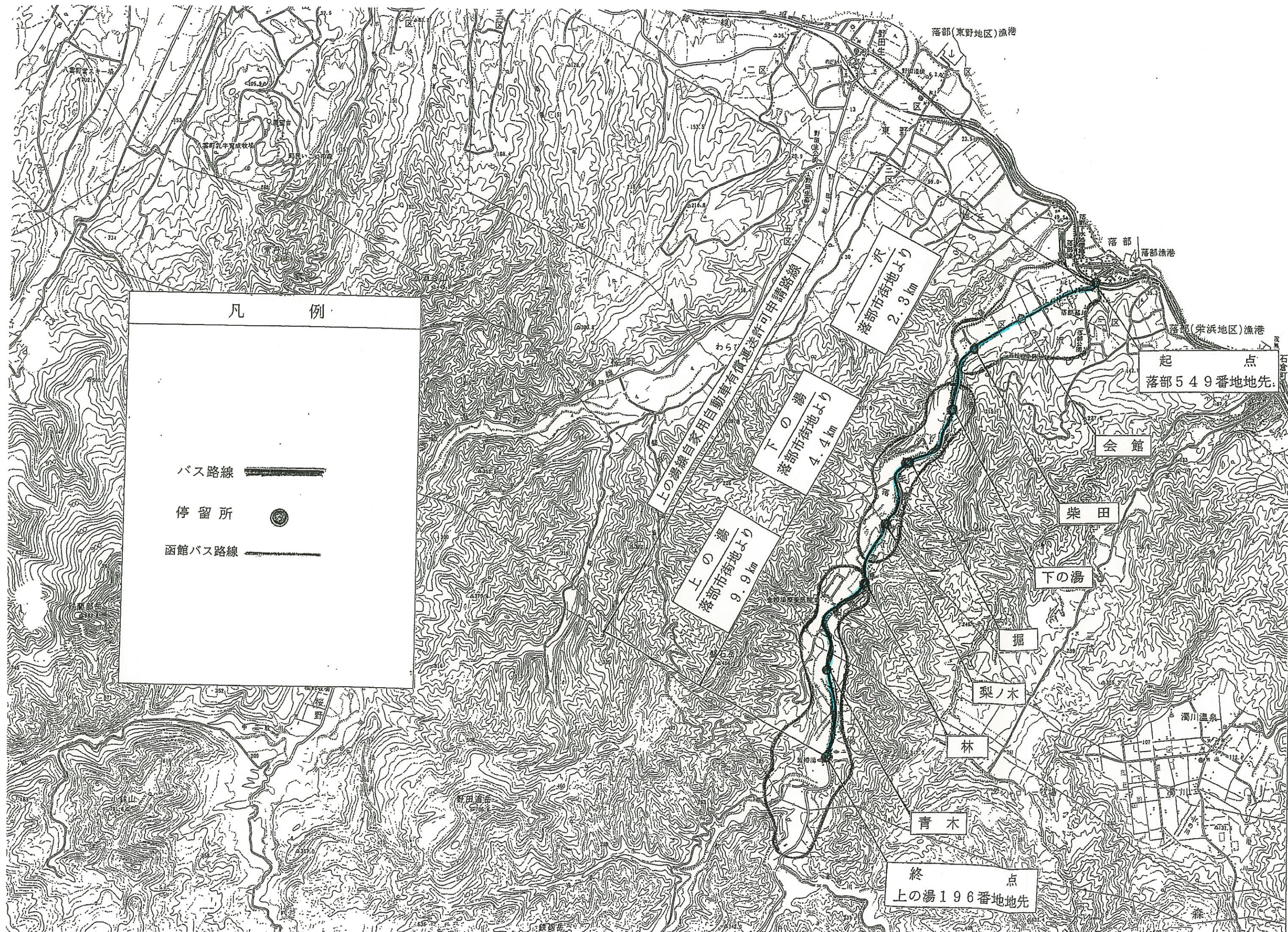


凡 例

バス路線 

停留所 

函館バス路線 



別表第2（第4条関係）

町有バス町道本町八高通線・道道八雲北桧山線旅客運賃料金表

（単位 円）

									終点 (相蘇)
								農協支所	50
							学校前	50	50
						土屋	50	110	160
					伊藤	50	110	110	160
				すずらん台	50	50	110	110	160
			立岩橋	50	50	50	160	160	160
		本杉	50	50	50	110	160	160	220
		八木	50	50	110	110	160	220	220
		春日入口	50	50	110	110	110	160	220
起 点 (役場)	50	50	110	160	160	160	160	220	220

※使用料については八雲町有料バスの運行に関する条例第4条のとおり徴収する。

第4条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第225条の規定により、町有バスを利用する者から使用料(以下「運賃」という。)を徴収する。ただし、通学のために乗車する小中学生及び6歳以下の幼児は、徴収しない。

2 前項の運賃は、前条第1号の路線は町有バス道々八雲厚沢部線旅客運賃料金表(別表第1)、同条第2号の路線は町有バス町道本町八高通線・道々八雲北桧山線旅客運賃料金表(別表第2)による。

3 運賃の徴収に当たり、次に該当するときは、それぞれの定める割合によって徴収する。

(1) 1箇月を単位として定期券を利用する者。ただし、次号から第4号までに該当するものを除く。

運賃の25倍の額の8割

(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者 5割

(3) 高校生(通学の場合のみ) 7割

(4) 小学生 5割

4 前項の割引によって生じた10円未満の端数は、切り捨てるものとする。

町有バス道道八雲厚沢部線旅客運賃料金表

(単位 円)

								終 点 (上の湯)
							青 木	50
						林	50	50
					梨ノ木	50	50	110
				堀	50	50	110	110
			下の湯	50	50	110	110	160
		柴 田	50	50	110	110	160	160
	会 館	50	50	110	110	160	160	220
起 点 (落部)	50	50	110	110	160	160	220	220

※使用料については八雲町有料バスの運行に関する条例第4条のとおり徴収する。

第4条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第225条の規定により、町有バスを利用する者から使用料(以下「運賃」という。)を徴収する。ただし、通学のために乗車する小中学生及び6歳以下の幼児は、徴収しない。

2 前項の運賃は、前条第1号の路線は町有バス道々八雲厚沢部線旅客運賃料金表(別表第1)、同条第2号の路線は町有バス町道本町八高通線・道々八雲北桧山線旅客運賃料金表(別表第2)による。

3 運賃の徴収に当たり、次に該当するときは、それぞれの定める割合によって徴収する。

第4条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第225条の規定により、町有バスを利用する者から使用料(以下「運賃」という。)を徴収する。ただし、通学のために乗車する小中学生及び6歳以下の幼児は、徴収しない。

2 前項の運賃は、前条第1号の路線は町有バス道々八雲厚沢部線旅客運賃料金表(別表第1)、同条第2号の路線は町有バス町道本町八高通線・道々八雲北桧山線旅客運賃料金表(別表第2)による。

(3) 高校生(通学の場合のみ) 7割

(4) 小学生 5割

4 前項の割引によって生じた10円未満の端数は、切り捨てるものとする。

8年6月 日

北海道運輸局 函館 運輸支局長 殿

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送 ・ 福祉有償運送

2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村

(名 称) 八雲町地域公共交通活性化協議会

※地域公共交通会議等が設置されていない場合は、協議を行った関係者を列記すること

(対象市町村) 八雲町

3. 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日

8年 6月 日

4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名

運送主体の名称: 八雲町

住所: 北海道二海郡八雲町住初町138番地

代表者の氏名: 八雲町長 萬谷 俊美

5. 調った協議の内容

(1) 路線又は運送の区域

・路線名: 町道本町八高通線・道々八雲北桧山線

区 間: 住初町138番地地先から上八雲24番地地先

・路線名: 道々八雲厚沢部線

区 間: 落部549番地地先から上の湯196番地地先まで9.888km

(2) 旅客から収受する対価(対価の内容を添付すること)

別添のとおり

(3) 運送しようとする旅客の範囲

地域住民

6. その他特記事項

・スクールバス混乗

8年 月 日

八雲町地域公共交通活性化協議会

主宰者 会長 萬谷 俊美

※地域公共交通会議等が設置されていない場合は、対象市町村の長

自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧

自家用有償旅客運送者の名称

八雲町

番号	自動車登録番号 又は 車両番号	乗車定員 (人)	所有者名	使用者名	備考
1	函館 200 さ 378	15	八雲町	八雲町	
2	函館 200 さ 827	29	八雲町	八雲町	
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

自動車検査証

令和 5年 6月 12日 函館運輸支局長 121230064823

自動車登録番号又は車両番号	函館 200 さ 378	初度登録年月	平成21年 6月	自動車の種別	普通	用途	乗合 自家用	型式指定番号	12601	動機区分番号	0005
トヨタ											
TRH228-0002621											
CBF-TRH228B											
15人											
八雲町											

備考

N0x・PM適合、平成12年騒音97dB

裏面もご覧ください。
この裏面には電子部品（ICチップ）を
内蔵したICタグがありますので、大切に
使用・保管してください。



T9467LU0748821

A

記録年月日 令和 8 年 6 月 10 日

自動車検査証記録事項

121230064823

1. 基本情報

自動車登録番号又は車両番号

函館 200 さ 378

車台番号

TRH228-0002621

登録年月日／交付年月日

平成 21 年 6 月 19 日

初度登録年月

平成 21 年 6 月

有効期間の満了する日

令和 9 年 6 月 18 日

2. 所有者・使用者情報

所有者の氏名又は名称

八雲町

所有者の住所

北海道二海郡八雲町住初町138

[52805 0192]

使用者の氏名又は名称

使用者の住所

使用の本拠の位置

3. 車両詳細情報

車名

トヨタ

[194]

型式

CBF-TRH228B

原動機の型式

2TR

自動車の種別

普通

用途

乗合

自家用・事業用の別

自家用

車体の形状

キャブオーバ

[012]

乗車定員

15人

最大積載量

- kg

車両重量

2170 kg

車両総重量

2995 kg

長さ

538 cm

幅

188 cm

高さ

228 cm

前軸重

1260 kg

前後軸重

- kg

後前軸重

- kg

後後軸重

910 kg

総排気量又は定格出力

2.69 kW

燃料の種類

ガソリン

型式指定番号

12601

類別区分番号

0005

4. 備考

[函館], 継続検査

自動車重量税額 ¥17,100

令和12年度エネルギー消費効率(WLTCモード燃費値)算定未了

令和7年度エネルギー消費効率(JH25モード燃費値)算定未了

令和2年度エネルギー消費効率算定未了

使用車種規制(NOx・PM)適合。この自動車の使用の本拠はNO

x・PM対策地域外です。

[走行距離計表示値]191,200km(令和8年6月10日)

[旧走行距離計表示値]174,300km(令和7年6月13日)

平成12年騒音規制車,近接排気騒音規制値 97dB

[受検種別]持込検査車

[検査時の点検整備実施状況]点検整備記録簿記載あり

[受検形態]認証整備工場

[整備工場コード]12-00232

以下余白

【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります

車両ID

T9467LU0748821



自動車検査証

121230123572

令和 5年 12月 26日 函館運輸支局長

自動車登録番号又は車両番号	函館 200 さ 827	初年度登録年月	令和 5年 12月	自動車の種別	普通	用途	乗合	自家用の別	乗合	型式指定番号	乗客区分番号
車 種											
キャブオーバーバ											
燃料の種類											
軽油											
総排気量 (cc)											
2,990											
前軸輪重 (kg)											
1830											
後軸輪重 (kg)											
2160											
全軸輪重 (kg)											
4990											
最高速度 (km/h)											
180											
燃費 (km/l)											
27.1											
29											
3990											
5585											
699											
200											
271											

八雲町

備考

NOx・PM適合、平成28年騒音M3A2A 74dB 2,145 rpm (旧) 2,145rpm、マフラー加速適用車

裏面にもご覧ください。

この裏面には電子部品 (ICチップ) を内蔵したICタグがありますので、大切に使用・保管してください。



国土交通省

3551

T9473XH6205927

A

自動車検査証記録事項

121230123572

1. 基本情報													
自動車登録番号又は車両番号													
函館200さ827													
車台番号													
BE740G-250764													
登録年月日／交付年月日			令和5年12月26日			初度登録年月		令和5年12月		有効期間の満了する日		令和6年12月25日	
2. 所有者・使用者情報													
所有者の氏名又は名称													
八雲町													
所有者の住所													
北海道二世郡八雲町住初町138 [52805 0192]													
使用者の氏名又は名称													

使用者の住所													

使用の本拠の位置													

3. 車両詳細情報													
車名													
三菱 [318]													
型式													
2RG-BE740G 原動機の型式 4P10													
自動車の種別													
普通 用途 乗合 自家用・事業用の別 自家用													
車体の形状													
キャブオーバ [012] 乗車定員 29人 最大積載量 - kg													
車両重量													
3990 kg 車両総重量 5585 kg 長さ 699 cm 幅 200 cm 高さ 271 cm													
前前軸重													
1830 kg 前後軸重 - kg 後前軸重 - kg 後後軸重 2160 kg 総排気量又は定格出力 2.99 kW													
燃料の種類													
軽油 型式指定番号 類別区分番号													
4. 備考													
[函館]，新規登録 自動車重量税額 ¥3,700 本則税率適用 [令和5年度税制] 令和5年12月26日 新規登録 75%減税措置済み 平成27年度燃費基準10%向上達成車 使用車種規制 (NOx・PM) 適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。 平成28年騒音規制車，騒音カテゴリ M3A2A 近接排気騒音値 74dB，測定回転数 2,145rpm (旧基準適用時測定回転数 2,145rpm) マフラー加速騒音規制適用車 以下余白													

【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります

車両ID T9473XH6205927



運転者の一覧 兼 運転者就任承諾書

八雲町が、申請した自家用有償旅客運送登録申請書に基づき登録を受けた場合には、その運転者として就任すること、承諾いたします。

	氏 名	住 所	運転免許の種類等		施行規則51条の16関係資格	
			区 分	種 類	第1項関係	第3項関係
1	石村 寿		☐ 普通 ☒ 大型	☐ 第2種 ☒ 第1種	☒ 認定講習 ☐ その他	☐ 介護福祉士 ☐ 認定講習 ☐ その他
2	平井 功		☐ 普通 ☒ 大型	☐ 第2種 ☒ 第1種	☒ 認定講習 ☐ その他	☐ 介護福祉士 ☐ 認定講習 ☐ その他
3			☐ 普通 ☐ 大型	☐ 第2種 ☐ 第1種	☐ 認定講習 ☐ その他	☐ 介護福祉士 ☐ 認定講習 ☐ その他
4			☐ 普通 ☐ 大型	☐ 第2種 ☐ 第1種	☐ 認定講習 ☐ その他	☐ 介護福祉士 ☐ 認定講習 ☐ その他
5			☐ 普通 ☐ 大型	☐ 第2種 ☐ 第1種	☐ 認定講習 ☐ その他	☐ 介護福祉士 ☐ 認定講習 ☐ その他
6			☐ 普通 ☐ 大型	☐ 第2種 ☐ 第1種	☐ 認定講習 ☐ その他	☐ 介護福祉士 ☐ 認定講習 ☐ その他
7			☐ 普通 ☐ 大型	☐ 第2種 ☐ 第1種	☐ 認定講習 ☐ その他	☐ 介護福祉士 ☐ 認定講習 ☐ その他
8			☐ 普通 ☐ 大型	☐ 第2種 ☐ 第1種	☐ 認定講習 ☐ その他	☐ 介護福祉士 ☐ 認定講習 ☐ その他
9			☐ 普通 ☐ 大型	☐ 第2種 ☐ 第1種	☐ 認定講習 ☐ その他	☐ 介護福祉士 ☐ 認定講習 ☐ その他
10			☐ 普通 ☐ 大型	☐ 第2種 ☐ 第1種	☐ 認定講習 ☐ その他	☐ 介護福祉士 ☐ 認定講習 ☐ その他

注1 「運転免許の種類等」欄は、該当事項の□の中に✓印を記入すること。

注2 「運転免許の種類等」欄の「種類」欄が「第1種」となる場合は、「施行規則51条の16関係資格」欄の「第1項関係」欄に次の区分により該当事項の□の中に✓印を記入すること。

① 交通空白地有償運送

「認定講習」…国土交通大臣の認定を受けた者が行う交通空白地有償運送運転者講習を修了している運転者

「その他」…(一社)日本自動車運行管理協会 自家用自動車運転士専門校の運転サービス士科を修了した運転者

② 福祉有償運送

「認定講習」…国土交通大臣の認定を受けた者が行う福祉有償運送運転者講習を修了している運転者

「その他」…(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会等が行っていたケア輸送サービス従事者研修を修了した運転者

注3 福祉有償運送において、福祉自動車以外の自動車を使用して運送を行う場合には、「施行規則51条の16関係資格」欄の「第3項関係」欄に次の区分により該当事項の□の中に✓印を記入すること。

「介護福祉士」…社会福祉士及び介護福祉法第42条第1項の介護福祉士の登録を受けている運転者

「認定講習」…国土交通大臣の認定を受けた者が行うセダン等運転者講習を修了している運転者

「その他」…

①(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会等が行っていたケア輸送サービス従事者研修を修了した運転者

②介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項各号に掲げる研修の課程又は「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)に規定する研修の課程を修了し、その旨の証明書の交付を受けた運転者

修了証明書

氏 名 石村 寿

昭和40年7月12日 生

道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第51条の16第1項第1号に掲げる国土交通大臣の認定を受けた、市町村運営有償運送等運転者講習を修了したことを証明する。

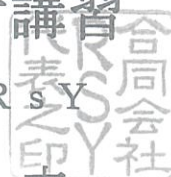
2022年3月29日

講習の名称

市町村運営有償運送等運転者講習

合同会社 R s Y

代 表 清水 吉一



修了証明書

氏 名 平井 功

昭和39年2月29日 生

道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第51条の16第1項第1号に掲げる国土交通大臣の認定を受けた、市町村運営有償運送等運転者講習を修了したことを証明する。

2021年2月13日

講習の名称

市町村運営有償運送等運転者講習

合同会社 R s Y

代 表 清水 吉一

運 行 管 理 の 責 任 者 就 任 承 諾 書

下記の者が申請した自家用有償旅客運送登録申請に基づき登録を受けた場合には、その運行管理の責任者として就任することを承諾いたします。

また、乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者として就任した場合には、道路運送法施行規則第51条の18に規定する国土交通大臣が告示で定める講習を受講することを宣誓いたします。

記

申請者名 八雲町

8年 6月22日

住 所 北海道二世郡八雲町本町201-1

氏 名 大久保 建 一

運行管理者資格者証

資格者証番号 北函貸切 第10007号

氏 名 大久保 建一

生年月日 昭和42年8月29日

道路運送法第23条の2の規定により、
一般貸切旅客自動車運送事業運行管理者資
格者証を交付する

平成14年5月15日

北海道運輸局



運 行 管 理 の 責 任 者 就 任 承 諾 書

下記の者が申請した自家用有償旅客運送登録申請に基づき登録を受けた場合には、その運行管理の責任者として就任することを承諾いたします。

また、乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者として就任した場合には、道路運送法施行規則第51条の18に規定する国土交通大臣が告示で定める講習を受講することを宣誓いたします。

記

申請者名 八雲町

8年 6月22日

住 所 北海道二世郡八雲町東町197番地15

氏 名 三 坂 亮 司

承認番号 八 雲 第 77 号
令和 4 年 5 月 20 日

事業所名 八雲町教育委員会

安全運転管理者名 三坂 亮司

昭和47 年 6 月 19 日生

北海道函館方面公安委員会 印

安全運転管理者の業務

- ☐ 運転者の状況把握
- ☐ 安全運転確保のための運行計画の作成
- ☐ 長距離、夜間運転時の交代要員の配置
- ☐ 異常気象時等の安全運転確保の措置
- ☐ 点呼等による安全運転の指示
- ☐ 運転日誌の記録
- ☐ 運転者に対する指導

運行管理の体制等を記載した書類

事務所の名称 委託先 有限会社八雲ハイヤー

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No.	氏名	住所	資格の種類	委託	協力
1	三 坂 亮 司	北海道二海郡八雲町東町197番地-15	その他		
2	大久保 建 一	北海道二海郡八雲町本町201-1	運行管理者	○	
3					

- ・乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格者証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- ・資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- ・運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- ・事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

No.	氏名	住所	協力
1	藤 原 宏 幸	北海道二海郡八雲町東町30	
2			
3			

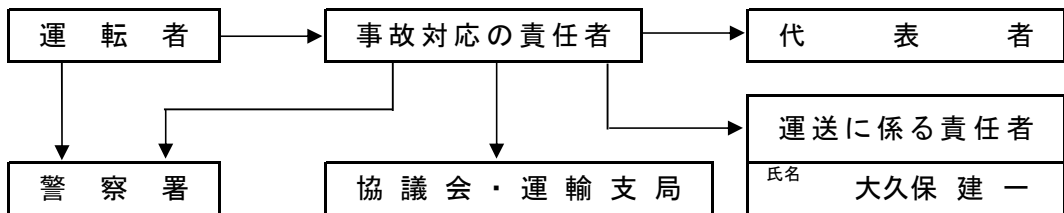
- ・事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



- ・事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載するものとする。

2. 事故処理連絡体制



事故対応の責任者：学校教育課長 三 坂 亮 司

3. 苦情処理体制

苦情処理の責任者：学校教育課長 三 坂 亮 司

苦情処理の担当者：課 長 補 佐 松 浦 真理子

[illegible]

自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の3の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

1. 登録番号

北函市交第1号

2. 登録の有効期間

令和5年10月1日 から 令和8年9月30日 まで

3. 名称及び住所

八雲町

北海道二世郡八雲町住初町138番地

4. 自家用有償旅客運送の種類

交通空白地有償運送

5. 路線

1. 起点：北海道二世郡八雲町住初町138番地地先

終点：北海道二世郡八雲町上八雲24番地地先

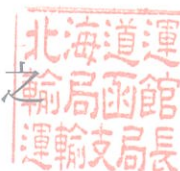
2. 起点：北海道二世郡八雲町落部549番地地先

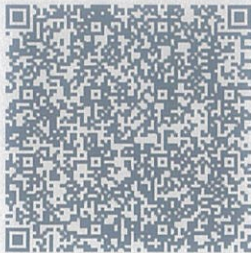
終点：北海道二世郡八雲町上の湯196番地地先

令和5年7月27日

北海道運輸局函館運輸支局長

村上 浩之



049-3107 北海道二海郡八雲町本町201-1 (有)八雲ハイヤー 石村 寿 様	整理番号 2026011247 P004-1
	

運転記録証明書

申請者	氏 名	石村 寿
	生 年 月 日	昭和 40 年 7 月 12 日生
	免 許 証 番 号	1 1 8 1 0 0 6 2 6 0 8 1

証 明 事 項	行政処分の前歴	0 回	累 積 点 数	0 点
	年 月 日	内 容		点 数
	令和7年5月6日	○速度超過（15以上20未満）指定		1 点
		以下余白		
		○印の違反は、2年以上無事故・無違反者に対する特例により 点数計算はされません。		
	備 考			

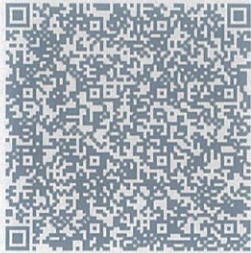
令和 8 年 6 月 23 日 現在の過去 3 年間の記録は、上記のとおりであることを
証明します。

令和 8 年 6 月 23 日

自動車安全運転センター

北海道函館方面事務所長



049-3107 北海道二海郡八雲町本町201-1 (有)八雲ハイヤー 平井 功 様	整理番号 2026011246 P003-1
	

運転記録証明書

申請者	氏 名	平井 功
	生 年 月 日	昭和 39 年 2 月 29 日生
	免 許 証 番 号	1 1 8 0 0 0 4 1 4 8 3 0

証 明 事 項	行政処分の前歴	0 回	累 積 点 数	0 点
	年 月 日	内	容	点 数
	以下余白			
備 考				

令和 8 年 6 月 23 日 現在の過去 3 年間の記録は、上記のとおりであることを証明します。

令和 8 年 6 月 23 日

自動車安全運転センター

北海道函館方面事務所長

